

柴田町子育て世帯訪問支援事業委託事業者募集要項

1 目的

柴田町子育て世帯訪問支援事業実施要綱に基づき、訪問支援事業を委託する事業者を募集するもの

2 委託業務の内容等

(1) 業務名称

令和7年度柴田町子育て世帯訪問支援事業委託（債務負担行為）

(2) 業務内容

別紙「柴田町子育て世帯訪問支援事業委託仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり

(3) 契約期間

契約日から令和9年3月31日まで

(4) 委託期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

(5) 委託料（第2種社会福祉事業のため非課税）

委託料は、次に定める単価とする。なお、1回の委託料は1時間単位とし、合計1日2時間以内、1世帯年間48時間を上限とする。

| | | |
|--------|--------|-------------------------------------|
| 1時間あたり | 3,140円 | （利用者負担が発生する場合は、その額を控除した額） |
| 1回あたり | 1,860円 | |
| 例） | 1日1回 | 1時間の場合 5,000円（3,140円+1,860円） |
| | 1日1回 | 2時間の場合 8,140円（3,140円×2時間+1,860円） |
| | 1日2世帯 | 各1時間の場合 10,000円（（3,140円+1,860円）×2回） |

(6) 利用者負担額

| 世帯区分 | 利用者負担額（1時間あたり） |
|---|----------------|
| 生活保護受給世帯及び非課税世帯 | 0円 |
| 市町村民税所得割課税額71,101円未満で児童扶養手当受給世帯 | 150円 |
| 市町村民税所得割課税額71,101円未満の世帯、市町村民税所得割課税額71,101円以上で児童扶養手当受給世帯 | 300円 |
| 上記以外の世帯 | 600円 |

(7) 委託料の支払

事業実施月の翌月末日

3 応募資格

柴田町子育て世帯訪問支援事業実施要綱及び仕様書に基づき業務の履行が可能な事業者で、次の条件をすべて満たすものとする。

(1) 次のア～ウのいずれかの要件を満たす事業者とする。

ア 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定に基づく指定障害福祉サービス事業者（訪問系）

イ 介護保険法の規定に基づく指定居宅サービス事業者

ウ 居宅を訪問する事業において、家事支援又は育児・養育支援の事業実績が1年以上ある事業者

(2) 宮城県内に事業所を有していること

(3) 地方自治法施行令第167条の4第1項の各号に該当しない者であること

(4) 国税及び県税並びに市町村税に未納が無いこと

(5) 次のア～オに該当しない者であること

ア 暴力団（柴田町暴力団排除条例（平成24年条例第23号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員等（柴田町暴力団排除条例第2条第3号及び第4号に規定する暴力団員及び暴力団員等をいう。以下同じ）が経営に実質的に関与していると認められる者

イ 自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的で暴力団又は暴力団員を利用していると認められる者

ウ 暴力団員であると認められる者

エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められる者

オ その他暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者

4 応募手続き

(1) 申込期日

令和8年3月10日（火）

(2) 応募書類

応募する事業者は、(4)で定める必要書類を柴田町役場子ども家庭課まで各1部ずつ提出する。なお提出方法は直接持参とし、提出書類は、審査結果に関わらず返却しない。

(3) 提出場所

柴田町子ども家庭課

住所 宮城県柴田郡柴田町船岡中央2丁目3番45号

電話 0224-55-2115

FAX 0224-55-4172

メール children@town.shibata.miyagi.jp

(4) 提出書類

| | 申請書類等 | 3 応募資格の (1)ア、イに該当 | 3 応募資格の (1)ウに該当 |
|----|---|----------------------|--------------------|
| 1 | 委託事業者登録申請書 (様式第1号) | | ○ |
| 2 | 事業者概要 (様式第2号) | | ○ |
| 3 | 指定通知書の写し | ○ | — |
| 4 | 賠償責任保険証の写し | | ○ |
| 5 | 従事者名簿 (様式第3号) | | ○ |
| 6 | 受託要件チェックシート (様式第4号) | | ○ |
| 7 | 国税未納税額のない証明 ・ 法人の場合 (様式その3の3) ・ 個人の場合 (様式その3の2) | | ○ |
| 8 | 都道府県未納税額のない証明 | | ○ |
| 9 | 市町村税未納税額のない証明 | | ○ |
| 10 | 暴力団排除に関する誓約書 (様式第5号) | | ○ |
| 11 | 家事支援又は育児・養育支援の実績がある法人に関する事項 (様式第6号) | | ○ |
| 12 | 法人の登記事項証明書 (履歴事項全部証明書でも可) | | ○ |

5 審査及び契約

参加を希望する事業者が提出した書類等を審査し、柴田町子育て世帯訪問支援事業委託事業者(登録・不登録)決定通知書(様式第7号)により結果を通知する。委託事業者として適格であると認められる場合、柴田町と委託契約を締結して業務を実施する。

6 応募の辞退

応募書類を提出後、応募事業者の事情で辞退する場合は、速やかに「柴田町子育て世帯訪問支援事業委託事業者登録辞退届(様式第8号)」を提出すること。

7 研修

事業者が派遣する訪問支援員には、町が実施する研修を受講すること。ただし、事業者において研修等を実施している場合は、その研修内容等がわかる資料等を提出の上、町が適当と判断した場合は研修を免除する。

8 受託事業者の決定の取消し

次のいずれかに該当する場合は、受託事業者としての決定を取り消すこととする。

- (1) 応募資格を満たさなくなった場合、若しくは満たさないことが判明した場合
- (2) 著しく社会的信用を損なうなど受託事業者として、ふさわしくないと町長が判断した場合

9 委託契約の更新等

委託事業者登録申請書の内容に変更がない場合に限り、翌年度以降も契約が必要であると本町が判断した場合には、予算の範囲内において単年度の随意契約ができるものとする。受託事業者が次年度の契約を更新しない場合は、年度開始30日前までに書面により申出を行うこととする。

委託事業者登録申請書の内容に変更がある場合は、速やかに柴田町子育て世帯訪問支援事業委託事業者登録内容変更届（様式第9号）を提出すること。